

高砂市産婦健康診査助成事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定に基づき、産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後間もない時期の産婦に対する健康診査（以下「健康診査」という。）を実施し、これに要する費用の全部又は一部を助成することにより、産後の初期段階の母子に対する支援を強化することを目的とする。

（対象者）

第2条 健康診査に係る費用の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、高砂市において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により住民基本台帳に記録されている出産後8週以内の産婦とする。

（実施内容及び実施時期）

第3条 高砂市は、次に掲げる項目について健康診査を実施することとする。

- (1) 問診（生活環境、授乳状況、育児不安の有無並びに精神疾患の既往歴及び服薬歴）
- (2) 診察（子宮復古状況、悪露、乳房の状態等）
- (3) 体重、血圧測定及び尿検査（蛋白・糖）
- (4) こころの健康チェック票（EPDS）

2 健康診査の時期の目安は、原則として、出産後2週間前後と出産後1か月前後の2回とする。

（助成の実施並びにその内容及び額）

第4条 高砂市は、健康診査の実施に当たり、これに要する費用の一部を助成するものとする。

- 2 前項の規定により助成する助成金の額の上限額は、健康診査1回当たり5,000円とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、保険診療となる健康診査に係る項目は、助成対象としない。

(助成券の交付等)

第5条 市長は、助成対象者に対し高砂市産婦健康診査費助成券(様式第1号。以下「助成券」という。)を交付する。

2 助成券の交付を受けた者は、協力医療機関(高砂市が実施する健康診査に協力し、高砂市から当該健康診査に要する費用に係る交付金を受ける医療機関をいう。)に助成券を提出することにより、健康診査を受けるものとする。

(償還払いによる助成)

第6条 前条の規定にかかわらず、高砂市は、助成対象者が助成券を使用せず健康診査を受診した場合又は協力医療機関以外の医療機関等で健康診査を受診した場合は、償還払いにより助成を行うことができる。

2 前項の規定により助成を受けようとする助成対象者は、出産の日から6か月以内に、高砂市産婦健康診査費支給請求書(償還払い用)(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(1) 未使用の助成券

(2) こころの健康チェック票(EPDS)を実施したことが分かるもの

(3) 母子健康手帳

(4) 領収書(受診日、健康診査料等が明記された受診医療機関発行のもの)

3 市長は、前項の規定による請求があった場合は、速やかに内容の審査を行い、これを適当と認めるときは、支給決定を行うものとする

4 助成金は、前項の支給決定後、30日以内に支払うものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の行為によって助成を受けた者があるときは、その者に対し、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。